

国有林材(立木)の安定供給システム(第1次)物件内訳(1号物件)

(立木、協定期間 H28年度～H31年度)

三陸中部森林管理署

年度	28 (実査数量)			29 (予定数量)			30 (搬出期間)			31 (搬出期間)			合計
	林小班	58ろ5	58り	計	58ろ4		計			計			
機能類型	水源	水源		水源									
施業群	スギ枝打	スギ枝打		アカ									
伐採方法	皆伐	皆伐		皆伐									
林齢	48	52		49									
代表樹種	スギ	アカマツ		スギ									
面積(ha)	0.29	5.31	5.60	2.80		2.80			0.00			0.00	8.40
材積(m3)	168.79	2,583.76	2,752.55	1,490.89		1,490.89			0.00			0.00	4,243.44
調査方法	標準地	標準地		標準地									
その他	平成28年度 収穫調査済	平成28年度 収穫調査済		平成28年度 収穫調査済									
法令 関係	水涵保	水涵保		水涵保									

注1)林齢は公告時の林齢(平成28年度公告)

特記事項

別添1のとおり

別添 1

特記事項

- 1 沢及び沢縁を集材する必要がある場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えることのないよう、必要な防止措置を講じて下さい。
- 2 伐採した立木の残材や末木枝条等を、沢縁・土場敷・林道沿線等に放置しないで下さい。残材や末木枝条等も搬出期間内に整理して下さい。
- 3 アカマツの伐採に当たっては、別添「松くい虫対策としてのアカマツ伐採作業指針」を遵守願います。
- 4 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、その指示に従ってください。
- 5 公売物件が保安林に指定されている森林の場合、公売物件を搬出するために公売物件以外の国有保安林に作業路を作設する場合等、保安林に指定されている森林において、伐採作業及び土地の掘削等を行う必要がある場合は、契約締結後、森林事務所へ「保安林内の作業仕組計画書」を提出していただく必要があります。
- 6 保安林に指定されている森林において、立木の伐採及び土地の掘削等を行うために必要な都道府県知事への許可申請は、当署から都道府県へ協議を行うこととしております。協議は、上記の「保安林内の作業仕組計画書」を提出いただいてから3週間程度を要します。

なお、契約締結後であっても、協議が終了するまでは、伐採作業等を行うことができない場合がありますので、ご承知おき下さい。
- 7 民有林と国有林との境界に接する物件については、境界に設置されている境界標の保全に留意して下さい。

なお、原則として、境界標を移動させることはできません。

松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

(平成 21 年 4 月 16 日森整第 65 号)
(改正 平成 22 年 3 月 17 日森整第 970 号)
(改正 平成 23 年 2 月 18 日森整第 842 号)
(改正 平成 24 年 4 月 13 日森整第 52 号)
(改正 平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号)
(改正 平成 27 年 3 月 3 日森整第 799 号)

1 趣 旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

2 地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地域名	指 定 要 件	地 域 の 範 囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	
その他の地域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

3 施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と生産間伐を基本としている。切り捨てた除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

地域区分	伐採時期	処 理 方 法			備 考
		造材丸太	残 材	枝 条	
被害地域 及び 周辺地域	4月 ～5月	6月に入る前に 林外に搬出する こと。	剥皮、焼却、林 外搬出処分又は薬 剤散布すること。	焼却、林外搬出処分 又は薬剤散布するこ と。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置し てもよい。	薬剤散布をなるべく避 け、散布する場合は県 の指導を受けること。
	6月 ～9月	伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農 林部又は農林振興センターの指示を受けること。			6月～9月に新しい皮 付丸太を放置すると、 松くい虫の繁殖源、感 染源となる。
	10月 ～11月	通常の施業でよ い。	最大径 20cm 以上 のものは、1m以 下に玉切って乾燥 しやすいように残 置すること。	放置してもよい。	「マツ伐倒時期安全確 認調査」を実施した場 所においては、安全が 確認された時期、方法 に従って施業するこ と。（調査方法は別紙 のとおり）
	12月 ～1月	通常の施業でよ い。	1m以下に玉切っ て乾燥しやすいよ うに残置するこ と。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置し てもよい。	
2月 ～3月	通常の施業でよ い。	剥皮、焼却又は林 外搬出処分するこ と。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置し てもよい。		
その他 の地域		通常の施業でよ い。	左に同じ。	左に同じ。	

4 その他

- (1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m未満の地域に準じる。
- (2) 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- (3) 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね 200m以内）の連年施業は避けること。
- (4) クロマツについても本指針に準じて施業する。
- (5) この指針により難しい場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

マツ伐倒時期安全確認調査方法書

1 目的

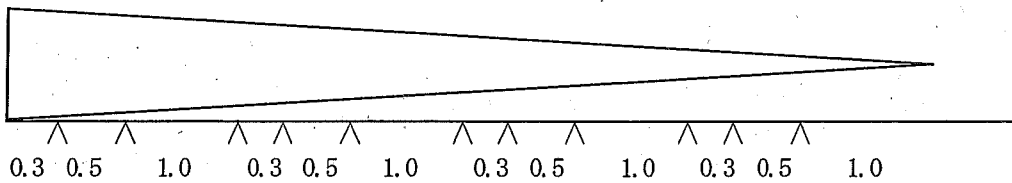
最近、アカマツの除間伐木や主伐残材あるいは、被害枯損木が松くい虫被害の増殖、感染源となっていることが明らかにされた。

このため、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針」に基づいて施業の指導を進めるとともに、地域の立地環境により、伐採時期、施業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施する。

なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

2 調査方法

- (1) 10月～翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、林内に放置する。
- (2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。
- (3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時期別伐倒木調査とりまとめ表

地方振興局名						担当者名							
林況・地況	所在地					事業区、林小班							
	樹種	林齢	年		平均胸高直径	cm	平均樹高	m					
	方位	標高	m		備考								
調 査 結 果													
伐倒年月日	供試木の胸高直径	1.0m 材				0.5m 材				0.3m 材			
		供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数			供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数			供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数		
		0	+	++	+++	0	+	++	+++	0	+	++	+++
年 月 日	No.1 No.2 計												
年 月 日	No.1 No.2 計												
年 月 日	No.1 No.2 計												

0 寄生なし

+ 1 匹

++ 2～5匹

+++ 6匹以上

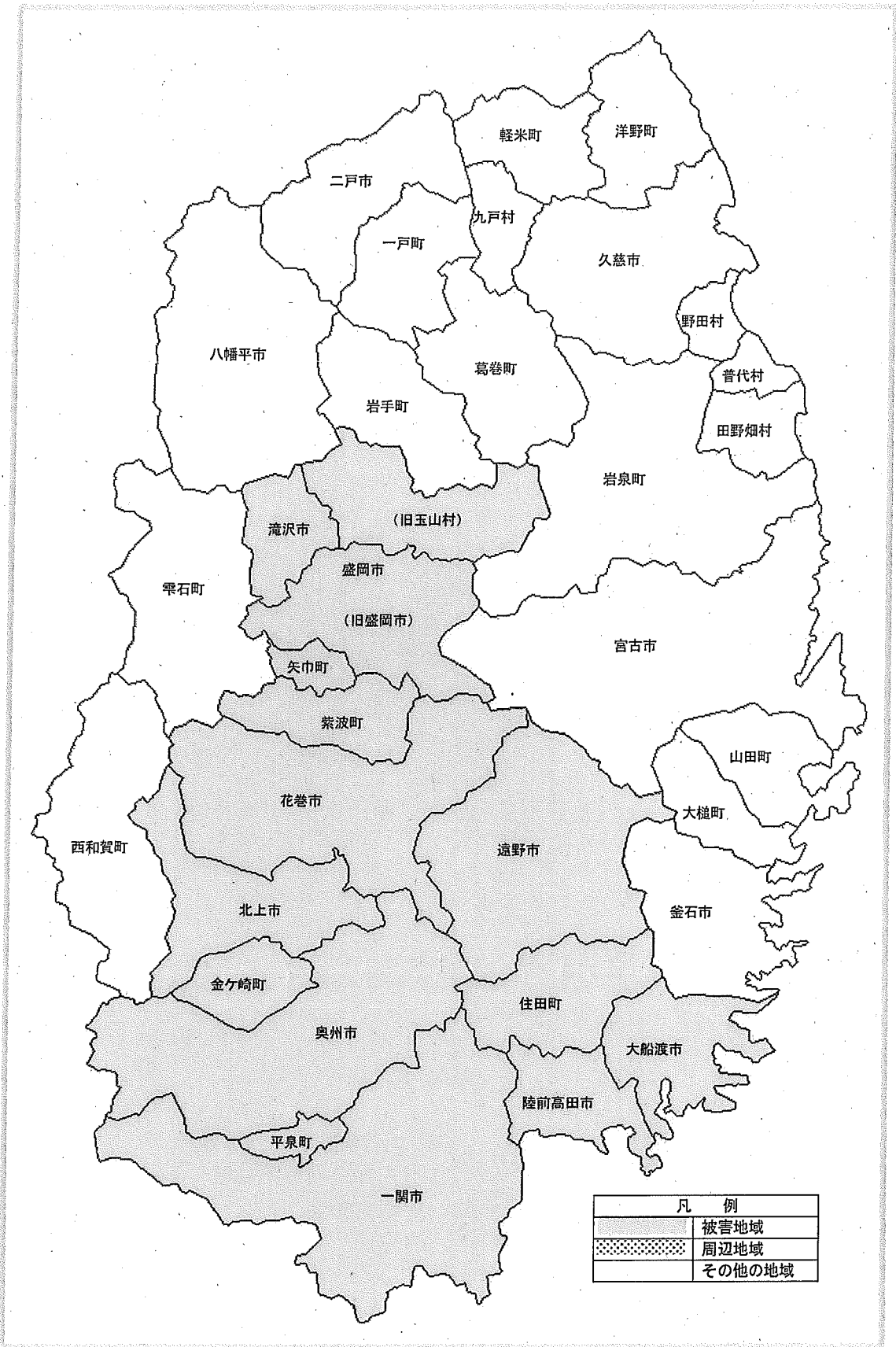
注) 1 判定は「マツノマダラカミキリ判定の手引」を利用。

2 カラフトとマダラは半別不能なので、区別しなくてもよい。
(林業技術センターで飼育して判定する)

3 寄生密度の判定は、概略で良い。(全面剥皮の必要はない)

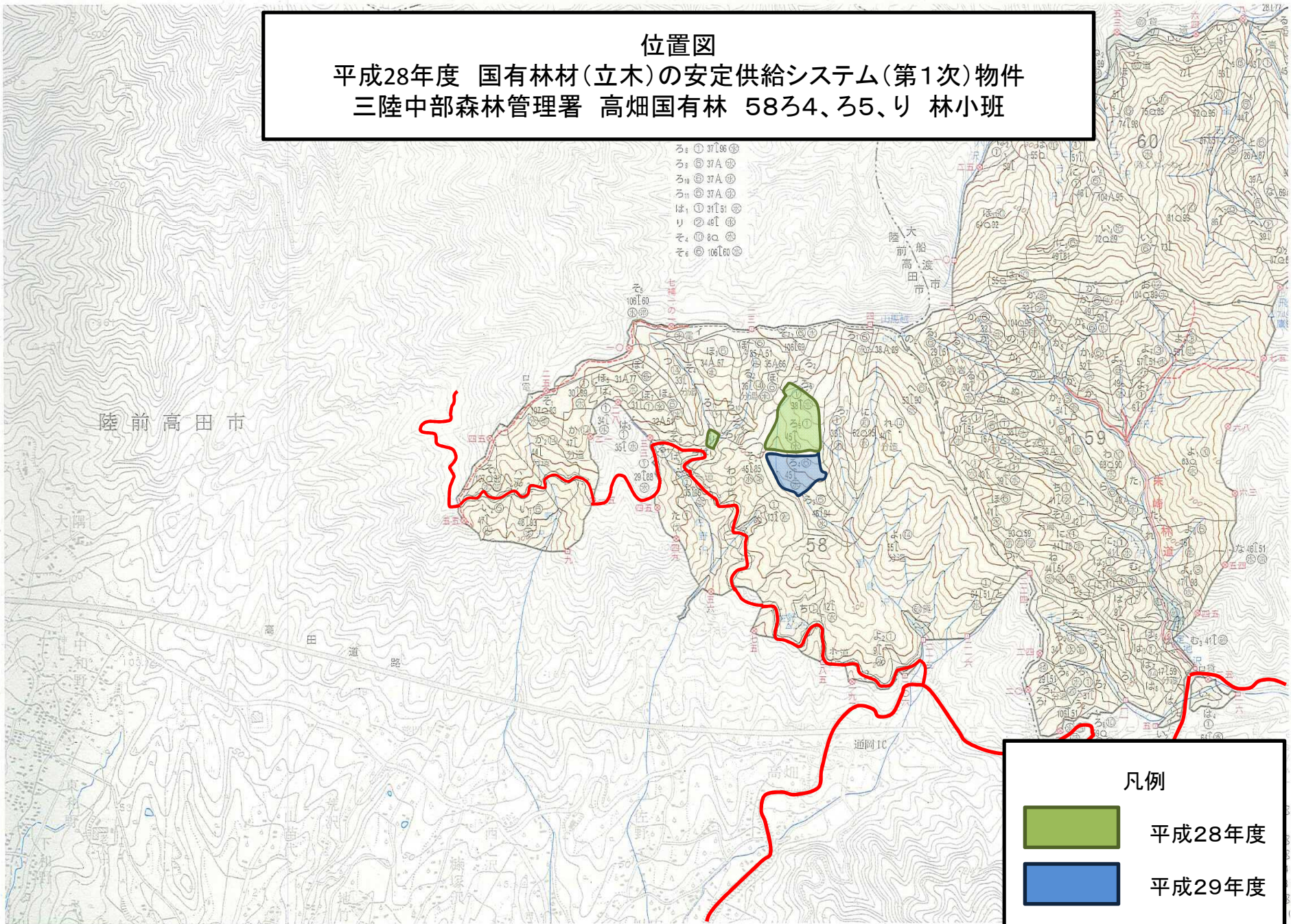
供試丸太1本当たりの幼虫、あるいは材入孔数

松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針付属図



位置図
 平成28年度 国有林材(立木)の安定供給システム(第1次)物件
 三陸中部森林管理署 高畑国有林 58ろ4、ろ5、り 林小班

- ろ₈ ① 37L86 ㊦
- ろ₉ ② 37A ㊦
- ろ₁₀ ③ 37A ㊦
- ろ₁₁ ④ 37A ㊦
- は₁ ① 31L51 ㊦
- り ② 49L ㊦
- そ₄ ① 80 ㊦
- そ₆ ① 106L60 ㊦



陸前高田市

陸前高田市

凡例

	平成28年度
	平成29年度

位置図

平成28年度 国有林材(立木)の安定供給システム(第1次)物件
三陸中部森林管理署 高畑国有林 58ろ4、ろ5、リ 林小班

